

安平町まちづくり基本条例(案)

に関する意見の再募集

関連条例(案)

- ◆安平町町民参画推進条例(案)
- ◆安平町町民自治推進委員会条例(案)
- ◆安平町住民投票条例(案)
- ◆安平町議会基本条例(案)

に関する意見の募集

安平町では、まちづくりの憲法と言われる「安平町まちづくり基本条例」の策定をまちづくり委員会との協働で行い、町民の皆様にご意見を反映するため、1月から2月にかけてパブリックコメント手続を実施しましたが、いただきましたご意見も参考にしながら法制上の基本原則の観点などから条例案に修正を加えさせていただきましたので、5ページのとおり再度町民の皆様のご意見を募集します。お気づきの点やご意見をお寄せください。なお、前回のパブリックコメントの意見とそれに係る町の対応につきましては、下記に概要を掲載しています。

また、まちづくり基本条例に関連する条例案（安平町町民参画推進条例案・安平町町民自治推進委員会条例案・安平町住民投票条例案・安平町議会基本条例案）につきましても、併せてご意見を募集いたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

問 合 せ

【安平町まちづくり基本条例(案)・安平町住民投票条例(案)に関するお問い合わせ】

安平町総務課総務グループ (☎22 2511 / FAX22 2026 / メール bunken@town.abira.lg.jp)

【安平町町民参画推進条例(案)・安平町町民自治推進委員会条例(案)に関するお問い合わせ】

安平町企画財政課企画グループ (☎22 2751 / FAX22 2026 / メール kikaku@town.abira.lg.jp)

【安平町議会基本条例(案)に関するお問い合わせ】

安平町議会事務局 (☎25 2411 / FAX25 3203 / メール gikai-soumu@town.abira.lg.jp)

1月に実施したパブリックコメントに寄せられた意見と回答(概要版)

1名の方から14件のご意見がありましたので、主なご意見のみ掲載させていただきます。

この他につきましては、総務課及び健康福祉課住民サービスグループで配布している資料、または町ホームページを参照してください。

【主なご意見】

安平町まちづくり基本条例とは、基本条例本体と関連諸条例で構成する「総合型まちづくり基本条例」という考え方で行くべきと考えます。

基本条例本体では、理念、原則、仕組み、作動条件などの基本的な事項を記すにとどめ、それを踏まえて別に関連条例を制定し、そこで具体的な内容を条文化していくべきと考えます。制定する関連条例は、総合計画条例、財務規律条例、町民参加条例、町民投票条例、政策評価条例、競走入札条